● 学部と病院の配分基準の検討の方向性(案)

〇アンケートやヒアリングにより把握した医歯学部と附属病院等の会計処理の実態や意見 については、以下のとおり

【人件費】

①教職員(とくに教員)の勤務実態やエフォートを把握することが困難(又は不可能)。

< 「困難」 医:11 法人/25 法人 歯:1 法人/9 法人>

< 「不可能」 医:5法人/25法人 歯:2法人/9法人>

②管理会計の実態として、人件費については、法人において医学部と附属病院について按分比を設定し処理している。 <医:5法人/25法人 歯 回答なし>

ex.附属病院:医学部=60~75:25~40(=33:67のケースもあり)

【共通経費】

面積比等を使って按分比を設定し処理している。

【国立大学の状況】

令和6年4月から開始している医師の働き方改革への対応のため、ビーコンを利用して、タイムレコードによる勤務状況の管理を行っているケースもあり。

【専修学校の状況】

準学校法人において、はり師、きゆう師養成等の実習所としての施術所を設置している例がある。

〇検討の方向性(案)

⑦共通経費:面積比等を使って按分比を設定する。

②附属病院以外の病院、診療所、施術所についてセグメント情報を分けて記載するか。

案1:財政規模の観点から、病院はセグメント情報として設定し、診療所と施術所は セグメント情報として分けることを求めない。

案2:医療機関として、病院、診療所はセグメント情報として設定し、施術所はセグ メント情報として分けることを求めない。 ・ウ本院と分院について、相違点がないとの回答が多い*一方で、本院では教育研究と診療を兼務する教員が多く、分院では診療のみに従事することもある点*を加味するか

*本院と分院の相違点なしと回答 医:10 法人/25 法人 歯:1 法人/9 法人

*本院では教育研究と診療を兼務する教員が多く、分院では診療のみに従事すると回答

医: 3法人/25法人 歯: 2法人/9法人

原則:本院と分院に違いを設けず、全体で共通の按分比とする

例外:本院と分院の違いを踏まえ、それぞれの按分比の設定を認める

②調査の結果、人件費の按分方法として、以下のような対応や意見が見られた。 それぞれ一長一短がある中で、どのような方法が考えられるか。

- · 発令基準 (現行)
- ・管理会計で使用しているような、一定の按分比を用いる
- ・ある程度勤務実態を把握し、反映する(※) 臨床医に対して、タイムスタディの平均値を用いる ビーコンを活用して勤務実態を把握する
- (※) ある程度勤務実態を反映することを求める場合、計算書類の正確性確保の観点と 現場負担を考慮した場合、どのような対応が適切か。

案1:学校法人が説明可能であれば、勤務実態の把握方法は法人に任せ、当該 方法により把握したデータを使って按分比を設定する。

案2:国立大学と同様に、タイムレコード、タイムレポート、タイムスタディを提示し、把握方法を選択させ、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定する。